

声 明

組合掲示板設置三重中労委不当命令弾劾！

2017年5月15日、中央労働委員会第3部会は、中労委平成27年(不再)第49号事件(初審三重県労委平成25年(不)第1号事件)について、一部不当労働行為を認めたものの初審の救済命令を取り消した不当命令を行った。満腔の怒りをもって弾劾する。

この事件は、2013年3月17日、紀伊長島駅乗務員配置解消に伴い紀伊長島駅の乗務員が伊勢運輸区へ強制配転され、今まで紀伊長島駅に設置されていたJR東海労の組合掲示板が伊勢運輸区には設置されなかったことに端を発する。いうまでもなく、組合掲示板は、組合にとって、連絡、情報宣伝活動において重要な役割を果たしている。

私たちは、会社の都合により職場の統廃合が行われ、乗務員は紀伊長島駅から伊勢運輸区に移管されたのであるから、当然掲示板も移管・設置されるとべきと考えていた。しかし、会社は、組合の掲示板設置申請を拒否したのである。

私たちは、組合掲示板設置の基準が協約協定で明文化されていないなかにおいて、組合掲示板の設置と協約上の説明を求め団体交渉の開催を申し入れた。しかし、会社は、団体交渉開催を拒否したのである。

私たちは、この二点に対して憲法で保障された団結権と団体交渉権を蔑ろにした行為であり、明確な不当労働行為であるとして三重県労働委員会に申立てた。この組合掲示板設置の闘いは日本労働運動史上においても前例のない事件を弁護士を立てずに自らの力で、4年2ヶ月に及ぶ闘いをつくりだしてきたのである。

三重県労働委員会は、2015年10月23日、「会社が組合掲示板を設置しなかったことは組合弱体化を企図したものであり不当労働行為である」として、組合に対して謝罪文を交付することを命令した。一方、団体交渉拒否に対しては「団体交渉拒否は不当労働行為に該当するが、数ヶ月後に協約改定交渉が行われ、議論されたことにより救済の必要がなくなっている」と不当労働行為は認められたものの救済申立てについては棄却された。

この命令に対し、会社は、中労委に対して「謝罪文を取り消すこと」「団体交渉拒否は不当労働行為であると書かれた部分を取り消すこと」を求め再審査を申立てたのである。

中労委では、調査が何度も開催され、結果、会社が申立てた「団体交渉の拒否について不当労働行為の成立を認めた部分の取消し」は却下されたものの、組合掲示板を設置しなかったことについて不当労働行為と初審で認定された部分は不当にも取消されたのである。

私たちの「組合掲示板の設置」という三労委・中労委の闘いは、前例のない暗中模索の闘いであった。団結権と団体交渉権を盾にとり、労働者の憲法で保障された権利として闘ってきた。苦難の道であり、闘いが複雑化する中、何度も学習会を開催し議論を通じ意思統一を図ってきた。中労委では、三重から年休を取り東京まで出かけ調査に加わった。

この4年間の闘いにより組織は、確実に強化された。また、労働運動と組合掲示板の持つ意義・重要性について、JR東海労組合員にとどまらず他労組組合員にまで広めることができた。情報の重要性も再認識することもできた。

だからこそ会社は、協約・協定にない「掲示板設置基準」をあたかも明文化されたものの如く労働委員会向けに作成しつつ、職場に組合員を5人以上配置しないように配転を繰り返し、「不当労働行為に該当する」という文言にこだわり、必死になって私たちの闘いを潰そうとしてきたのだ。

私たちは、この闘いで得たものを大切にしさらに闘いを進めていく！勝利は我が手に！

2017年5月20日
JR東海労働組合中央本部
JR東海労働組合名古屋地方本部
JR東海労働組合伊勢運輸区分会